

## 「後見制度支援預金」の取扱い開始について

当金庫では、平成30年7月2日(月)より「後見制度支援預金」の取扱いを開始いたします。

「後見制度支援預金」は、被後見人の財産保護を目的とした普通預金であり、被後見人の預貯金のうち、日常的に使用しない金銭については裁判所の指示がないと払戻し・預入れ等ができない仕組みとした預金商品です。

### 記

1. 商 品 名 朝日後見制度支援預金
2. 取扱開始日 平成30年7月2日(月)
3. 利用対象者 家庭裁判所が後見制度支援預金の口座開設にかかる「指示書」交付した方
4. 主な特徴
  - ・家庭裁判所が発行する「指示書」に基づき取引を行います
  - ・普通預金として取扱いますが、スーパー定期(1年もの)の店頭表示金利を適用します
  - ・管理手数料はかかりません
  - ・口座開設店以外での取扱いはできません
  - ・管轄が東京家庭裁判所のため、当面の取扱は東京都内にお住まいの方に限らせていただきます

※その他商品概要・お手順の流れは、下記をご参照ください。

[「商品概要書」](#)

[「手順の流れ」](#)

[「後見制度支援預金Q&A」](#)